

令和6年6月28日

陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	38	付議年月日	6 . 5 . 15
件名	私立学校授業料助成について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私学中学・高校に通わせる家庭への授業料助成、及び通学費助成を前向きにご検討願います。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>少子化により、現在の子ども達が将来強いられる経済的負担はもちろん、生きていくための環境そのものが未知数の不安定感を有しています。物理的に人数が少ないにもかかわらず、不安定極まりない社会情勢、行政が抱えるランニングコスト、さらにぶらさがる後期高齢者・高齢者があまりに多いこと。</p> <p>そんな将来を懸念し、少しでも高い学歴をと教育環境をと奮闘しておるも、神奈川県は我関せずの状況です。この波に吞まれぬよう、危機感をおぼえ教育費に割くのは神奈川県では親だけという現状に物申したく陳情いたします。</p> <p>神奈川県は、危機感がないから取組まないのか、果たしてそうなのでしょうか。</p> <p>選挙権を持ち今現在あっちが痛いこっちが痛いとうったえる後期高齢者、高齢者。問題部分補修に追われ、任期があけた将来まで手を回す目がないではと、穿った気持ちも生じます。現在進行形で食いつくし占める予算は、既に我々子育て世代にも重い負担となっております。真剣に議論頂き、可及的速やかな実施を求めます。</p> <p>小生は、シングルマザーですが日々馬車馬のように働き、教育費を捻出しております。高校を諦めた10代、新社会人20代の人手不足はご存じでしょうか。正規雇用されることに諦めを持ち、社会に出て活躍するよりも、家庭を作ることへの希望よりも、負担への嫌気の方が勝るのでしょう。問題点が明白にわかっていながら、教育負担は自己責任。親の責任、子育ては産んだ親の負担とし、成長すると「待っていました」とばかりに奪い取る仕組みは、そろそろ限界と警鐘を鳴らしたい所存です。</p> <p>危機感ない若者の教育は必然と捉えます。しかし、それを実行できる経済的余裕が我々子育て世代にはないのが現状です。</p> <p>小池都知事による政策をご存じでしょうか。東京では、東京都在住限定で所得にかかわらず私学へ通わせる親へ授業料軽減助成がされております。黒岩知事を中心とする神奈川県でも、取組んで頂きたいと切に願います。</p>			

健康醫療局關係陳情

陳情番号	10	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	現行の（紙の）健康保険証の存続を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田 辺 由紀夫		
<p>【陳情項目】</p> <p>2024年秋に現行の（紙の）健康保険証を廃止する政府決定を見直し、健康保険証の存続を求める旨の意見書を国に提出すること。</p> <p>【陳情の理由、経緯など】</p> <p>6月2日、番号法等改定法案が成立し、同月9日に公布されました。これにより、2024年秋に現行の（紙の）健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化（マイナ保険証）が基本となります。しかしマイナンバーカードを巡り、この間の相次ぐ問題により、制度やシステムに対する国民不信は広がりを見せています。報道各社の世論調査では、マイナンバーの活用拡大への不安が7割超、保険証廃止への反対が5～6割という結果を示しています。</p> <p>特に医療分野への影響は深刻です。当会のマイナ保険証などオンライン資格確認システムに関する会員調査（1回目）では、トラブルを経験したとの回答が7割にも上りました。そのうち、本来は有効にもかかわらず登録データの不備等が理由で保険資格が「無効」とされたケースが約6割あり、「無効」を理由に一旦10割負担を求めたケースが7%ありました。2回目の会員調査では、健康保険証の券面に記載された窓口負担割合とオンライン資格確認で表示された窓口負担割合の相違があった事例が15%あったことも明らかになりました。</p> <p>そもそも健康保険証とは、強制加入である国民皆保険制度のもとでの受診券であり、同制度の運用に必要不可欠なインフラです。保険料の納付により自動的に手元に届くことで「無保険扱い」にならず、いつでも医療を受けるためのツールであり、国民生活に深く浸透しています。一方、マイナ保険証となるマイナンバーカード、同カード未取得者に新たに発行される「資格確認書」は、いずれも申請に基づく任意取得のツールです。強制加入である皆保険制度に必要な健康保険証を任意のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・</p>			

原則に反するものです。また、前述の「無保険扱い」を頻発させるデータ不備など、患者・地域住民の受療権を阻害する危険をはらんでいます。

国民健康保険の管理業務を担う自治体事務の現場からは、「無保険扱い」が生ずる危険性や実務の負担増などを懸念する声が上がっています。6月20日、神奈川県下の国民健康保険・後期高齢者医療制度の主管課長等一同より、厚生労働省保険局長あてに「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されています。要望書では、「無保険扱い」が生ずる危険性や国保実務の煩雑化の懸念などを指摘し、新たな「資格確認証」の様式や交付ルールなどを現行の健康保険証に準じたものにするよう求めています。

この他、9割超の高齢者施設が、入所者のマイナンバーカード（暗証番号を含む）の管理に不安を抱えていることが、当会調査で判明しています。

こうした患者・地域住民、医療機関、自治体現場、介護現場が抱える問題や懸念は、健康保険証を廃止せず継続することで解消されるものばかりです。また、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の（紙の）健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断します。

貴議会におかれましては、地方自治法第99条の規定により、現行の（紙の）健康保険証の存続を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

以上

陳情番号	17	付議年月日	5. 11. 16
件名	健康保険証廃止の中止などを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡孝広		
<p>【陳情趣旨】</p> <p>健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。</p> <p>マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。</p> <p>健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。</p> <p>健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。</p> <p>よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>一 現行の保険証を残すこと。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	41-2	付議年月日	6 . 6 . 1 2
件名	未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定出来るものではなく日本全国に被害報告があります。5W1Hの分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性がある。</p> <p>措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。</p> <p>人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要である。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪エレクトロニックハラスメントという犯罪を、被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底する。</p> <p>② 現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、又は現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要です。まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求する。</p> <p>③ <u>警察の23条通報に於ける、公務員の過失行為防止の為家族、親族、友人6名以上の事情聴取、そして保健所長をへて都道府県知事への報告の第三者チェック機能を入れる、そして精神科医の再教育、更に精神科医院内での、これまでの実態調査及び海外の精神医療に関するデーターとの比較、WHO精神保健ケア法：基本10原則を何故取り入れないのか？調査し即時実行。</u></p>			

兩局共管陳情

陳情番号	23	付議年月日	5. 12. 1
件名	障がい福祉における「真の地域福祉の実現」と「県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化等の慎重な検討」を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
I 陳情の要旨			
<p>1 県が責任を持って「真の地域福祉の実現」をするようにして下さい。 現在の神奈川県において、どんな障がいがあっても安心して豊かに暮らせる地域が実現出来ているとは言えない実態があります。 神奈川県の地域福祉水準を引き上げるには、県の果たす役割も重要であり、県下市町村と福祉事業者への実質的に効果ある県の支援が早急に必要です。 先に制定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第4条（県の責務）」では、「県は、前条に定める基本理念にのっとり、当事者目線の障害福祉に関する総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。」と規定しています。</p> <p>そこで、以下の事項を早急に県が実施するようお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内の障がい当事者が望む生活の場と現在の生活状況等に関する実態調査。 (2) 県内の障がい当事者が県外施設に入所及び県内外精神病院に入院している実態調査。 (3) 県内の福祉サービス事業所の利用者状況、及び、サービスの質、職員労働条件、虐待の有無等に関する実態調査。 (4) 全ての県立障害者支援施設の規模縮小に伴い、新規入所が停止（一部は継続）される可能性があるため、障がい当事者の入居ニーズに応えられる受け皿の早急で十分な整備。 (5) 地域福祉推進のための神奈川県独自の市町村負担のない助成制度の策定と実施。 (6) 国への福祉サービス報酬制度改善の意見書を提出。 <p>2 県立中井やまゆり園の地方独立行政法人化、及び他の県立施設の民間移譲は慎重に検討して下さい。 現在、神奈川県知事は、県直営の障害者支援施設「中井やまゆり園」を「地方独立行政法人」に移行させる方向で考えているとのことですが、県の指導監督の不十分さ、運営交付金が十分に継続するか、などの様々な懸念や不安があります。 厚生常任委員会においても、同じ組織形態の県立病院機構を巡る情報開示の不十分さが指摘されたり、閉鎖性が強まって県の監視が行き届かなくなる懸念が示されていると聞いております。 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」の「第20条（生涯にわたる障害者への支援体制の整備）」では、「県は、障害者が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備に努める。」と規定しています。 神奈川県立障害者支援施設は、今も待機者が多く、また「地域生活支援型施設」の核として地域福祉推進にも重要な役割があり、更なる役割・機能の拡充も期待されています。例えば、「強度行動障害」の状態にある人たちの緊急一時入所や集中的な有期限支援、適切な支援方法の研究、地域福祉サービス事業所や行政機関職員への研修・人材育成などです。 県立施設は県民の共有財産でもあります。民間へ移譲することで、これまで担ってきた役割機能はきちんと引き継がれるのでしょうか。県所管域と各障害保健福祉圏域の地域福祉を支える重要拠点として再整備するとともに、地方独立行政法人化や民間移譲など、その運営形態の変更については当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所、児童部門に関しては児童相談所、そして県民の意見も十分に反映した慎重な検討を是非お願いいたします。</p>			

たします。

また、民間移譲に当たっては、移譲先の選定方法について、指定管理実績だけでなく、プロポーザルによる選定など透明性のある選定方法の検討をお願いいたします。

II 陳情の理由

1 直近の将来展望検討委員会など、これまでに県が主催した有識者会議では、県立障害者支援施設の諸問題については議論されてきましたが、他方で、県内の地域福祉を担う様々な福祉サービス事業所については具体的な調査や問題点の分析がなされませんでした。肝要なのは地域での障害者の生活の場とその生活を支えるサービス提供の基盤整備です。このような地域における基盤整備を始めとした地域福祉推進についても県の果たす役割や責任があると考えます。

2 現在、神奈川県直営の中井やまゆり園改革を進めるため、新規入所を数年前から停止し、今後も停止継続されるとのことです。

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」の中では、中井やまゆり園（定員140名）以外の県立障害者施設（三浦しらとり園：定員112名、さがみ緑風園：定員80名、厚木精華園：定員112名）も小規模化し民間移譲を進めると記載してあります。

また、「今後方向性を検討」する3施設の内でもまだ小規模化していない愛名やまゆり園（定員120名）も、津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園と同様の60人規模に小規模化した再整備が行われるそうです。

その結果は、これから小規模化する全ての県立施設が「新規入所停止」状況になるわけです。

地域福祉の基盤がぜい弱な神奈川県現状の中で、自宅での生活が難しい重度障がいのある当事者は、県内の入所施設もグループホームも利用できず、やむを得ず、県外施設や精神病院に入所・入院している実態がある中で、それが更に増大することが懸念されます。県の性急な施策展開は、逆に神奈川県障がい福祉を混乱させる恐れがあります。

3 現在、神奈川県は、県直営の中井やまゆり園改革を進めるための「支援アクションプラン」を今年度から3年間の予定でスタートさせています。しかし、今年12月には「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を公表することを明言しており、そこでは「地方独立行政法人」化が検討されています。

これはタイムスケジュール的にも矛盾しています。3年間の改革に取り組み始めたばかりの職員からすれば、その成果を検証する前の今年中には、直営維持が県の方針で否定されることになるからです。改革に取り組んでいる現場職員のモチベーションはどうなるのでしょうか。

4 地方独立行政法人化した障害者支援施設は全国的にもほとんど存在していません。評価に足る実績等、エビデンスに関わる情報が十分でないままに行われる運営形態の変更は、県行政の立場だけでなく、福祉施設運営管理論等の立場からの専門的知見も含め、慎重に議論を尽くすべき問題だと考えます。

また、民間移譲についても、その理由として、県立施設が県の広域的施策である障害保健福祉圏域の中核的役割を果たしてきているにもかかわらず、「広域的な連携体制の構築に制約がある」として移譲の理由とされるなど不可解な説明もあります。

三浦しらとり園の児童部門については、「県所管域の障がい児の受け皿としても機能」していると評価されながら、「県立施設としての役割が低下している」との矛盾した説明すらなされています。このように「移譲ありき」の無理のある説明に、当事者の家族、児童相談所はじめ関係機関、関係者の方々の理解は十分得られているのでしょうか。

また、移譲先の選定方法に関する説明もなされていません。移譲先の選定に当たっては、指定管理実績だけでなく、施設利用する当事者、家族会、地域生活を支える相談支援や通所系の事業所等の関係者、そして県民の意見を反映し、透明性のある選定が行われる必要があると考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。